

広報

ふじがわ

2021

7 月号
No.136

令和3年

目指せ、どろんこ一等賞！

新型コロナワクチン接種 新庁舎 ZEB認証取得!!

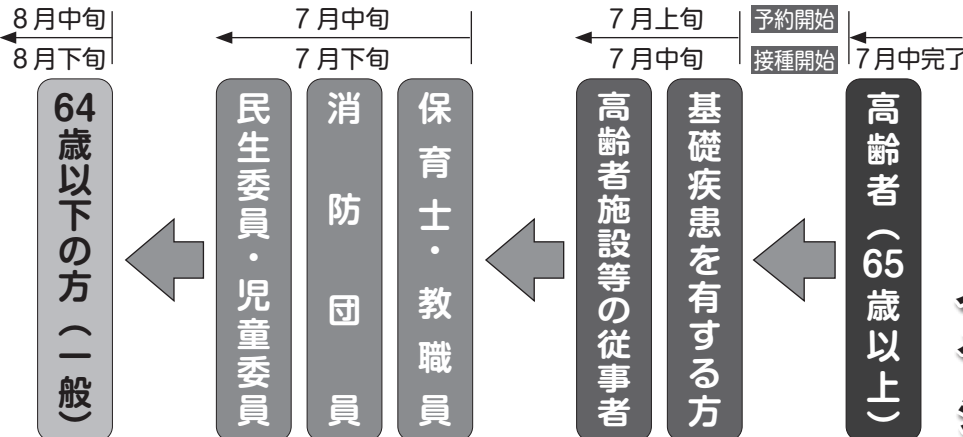
国保・後期高齢 保険証の送付、納税状況、職員募集など ... P6～9
農業委員会、道の駅・文化ホール経営状況など..... P10～13
インフォメーション..... P14～16
(町営住宅入居者募集、プール開き、ラジオ体操会、公民館講座など)
食で目指そう、男女共同参画、FOCUS など P17～22

6月8日 どろんこ運動会
たんぽぽ子どもの家
関連記事は 19 ページ

新型コロナウイルスワクチン接種状況

新型コロナウイルス感染症の発生およびまん延防止が期待される「新型コロナウイルスワクチン接種」は、65歳以上の高齢者について、7月中に完了する見込みです。続いて、64歳以下の優先対象として、基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者、消防団員、保育士、幼稚園や小中学校の教職員および民生委員・児童委員に優先接種を行い、その後、それ以外の町民の皆さんの接種を進めていきます。

今後のワクチン接種のイメージ



64歳以下の方のワクチン接種について

◇接種券の配布
6月から、64歳以下の方に接種券の配布を行っています。

◇優先接種について

基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者および町の基準による優先対象者に、優先接種を行います。接種は、7月中旬から順次実施します。

○基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者
7月上旬から予約受付を開始します。対象となる方は、案内に従って、予約を行ってください。対象の条件については、案内をよくご確認ください。

○町の基準による優先対象者
7月中旬から対象ごとに予約受付を開始します。対象に

よって予約受付・接種時期が異なるので、案内をよくご確認ください。対象となるのは、次の方です。

保育士・教職員

日常的に子どもと接するため
消防団員

災害時に出勤をお願いするため
民生委員・児童委員

地域で安心して活動していただくため

◇64歳以下の方（優先対象以外の方）の接種
8月中旬から、優先対象以外の64歳以下の方の予約受付を開始します。接種券に同封された案内に従って、申し込みをしてください。

●お問い合わせ

福祉保健課 コロナワクチン接種担当
☎22-17207

新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金

県では、安心してワクチンの接種を受けていただくため、副反応と思われる症状により休業を余儀なくされた方に、一定額を助成します。



◇助成対象者（①～③をすべて満たす方）

- ①労働者または個人事業主
 - ②山梨県内でワクチンの接種を受け、副反応と思われる症状により休業した方
 - ③休業中、給与、事業所得、休業手当、傷病手当金等公的な給付金が得られない方
- ※有給休暇を取得した方は対象外

◇助成内容（1回目、2回目の接種をいずれも対象）

- ①助成金額 1日4千円
- ②助成対象日
接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日

詳細は、県のホームページまたはお問い合わせ先まで。



制度の詳細は
こちら

●お問い合わせ

新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局
☎055-1268-6667



町新型コロナウイルスワクチン情報

How to



LINE アプリの
使い方 (PDF)



富士川町
公式アカウント

ワクチン予約は、町の公式アカウントのトーク画面のメニューから、手続きを行うことができます。まずは、友だち追加から！

- 受付期間中はいつでも申し込み可能
- 予約できる時間帯が一目でわかる
- ご家族の分も続けて予約

新型コロナウイルスワクチン接種の予約は、LINEアプリが簡単便利です。

新型コロナウイルスワクチン接種
予約はLINEアプリで

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うために、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯分

◇対象者

- 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方【支給済み】

◇支給額

児童一人当たり5万円（申請書類を受理し審査後、順次指定口座に振り込みます。）

◇申請手続き

対象者②および③に該当する方は申請が必要です。申請書類は役場の窓口備え付けもしくは町のホームページから印刷したものをご利用ください。

◇申請期限

令和4年2月28日（月）

※必要書類など詳細は、町のホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

③新型コロナウイルス感染症の

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです。

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです。



ひとり親世帯分

ひとり親世帯以外の子育て世帯分

◇対象者

- 令和3年4月分の児童手当または特別児童手当を支給されている方であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である方
- 対象者①のほか、対象児童の養育者であって次のいずれかに該当する方
 - 令和3年度の住民税均等割が非課税である方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

◇支給額

児童一人当たり5万円

◇申請手続き

- ①に該当する方

申請は不要です（支給日等詳細については決定次第、対象者に郵送でお知らせいたします）

- ②に該当する方

申請が必要です（申請書・必要書類等については準備ができた次第、広報・町ホームページでお知らせいたします）

※ひとり親世帯分と重複して受給できません。



ひとり親世帯以外の子育て世帯分

●お問い合わせ

子育て支援課 児童支援担当
☎ 22-17221



環境にやさしい新庁舎へ

県内
公共施設
初

ZEB認証を取得しました

脱炭素社会に向けて

政府は、2030年度までの今後10年間の目標として、2013年度と比べCO₂排出量の46%削減を掲げました。この目標を達成するため、公共施設や民間の建築物に対し、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策を推奨しています。

本町でも、その実現に向けて、昨年「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところです。こうしたことから、新庁舎建設においても環境にやさしい機能を多数採用し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

ベルス
BELS 5つ星

新庁舎では、設計段階においてBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)の最高ランク5つ星の評価を受けました。BELSは、国土交通省が定めるガイドラインに示された、建築物の省エネルギー性能を第三者

機関により評価する認証制度です。

新庁舎建設では、建物の高断熱化や、効率の良い照明機器、空調設備の採用、地中熱を利用した空調システムの活用により、従来の建物に比べ、消費エネルギーを56%削減し、太陽光発電により8%のエネルギーを創ること、合計64%の消費エネルギー削減を達成しました。これ

により、ZEB Ready(ゼブレディー)として認証を取得しました。庁舎などの公共施設では、県内初の取得になります。

新庁舎完成後は、運用により更なる一次エネルギーの削減に取り組むとともに、将来にわたって庁舎の維持管理費の削減に努めていきます。



(BELS認定 ゼブレディが表示されます)

ZEB って？

『ZEB(ゼブ)』とは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を保ちながら高効率設備等により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーをつくることで、同規模の建物と比べ、一次エネルギー(石油や天然ガス、石炭などの自然界から得られるエネルギー)の年間消費量を大幅に削減する建物のことです。

エネルギーを上手に使う

エネルギーを創る

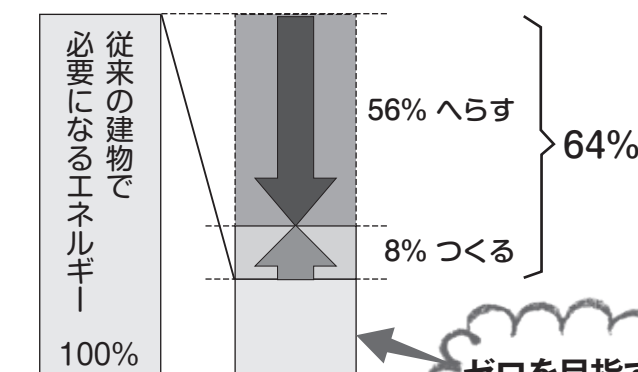
省エネ

創エネ

と

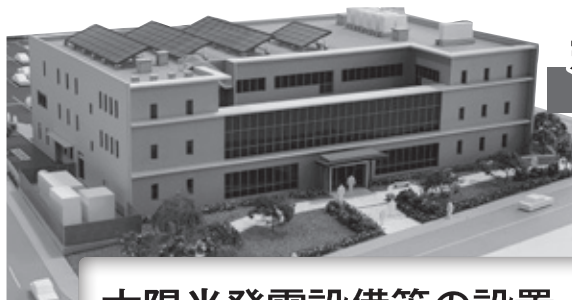
ゼロ

エネルギーの消費量を正味0に！



ゼロを目指す！

(富士川町新庁舎のZEB達成イメージ)



新庁舎に取り入れる様々な技術

太陽光発電設備等の設置

- ・太陽光発電パネル (42.7kwh) ・蓄電池設備 (33.7kwh)

創エネ

建物の高断熱化

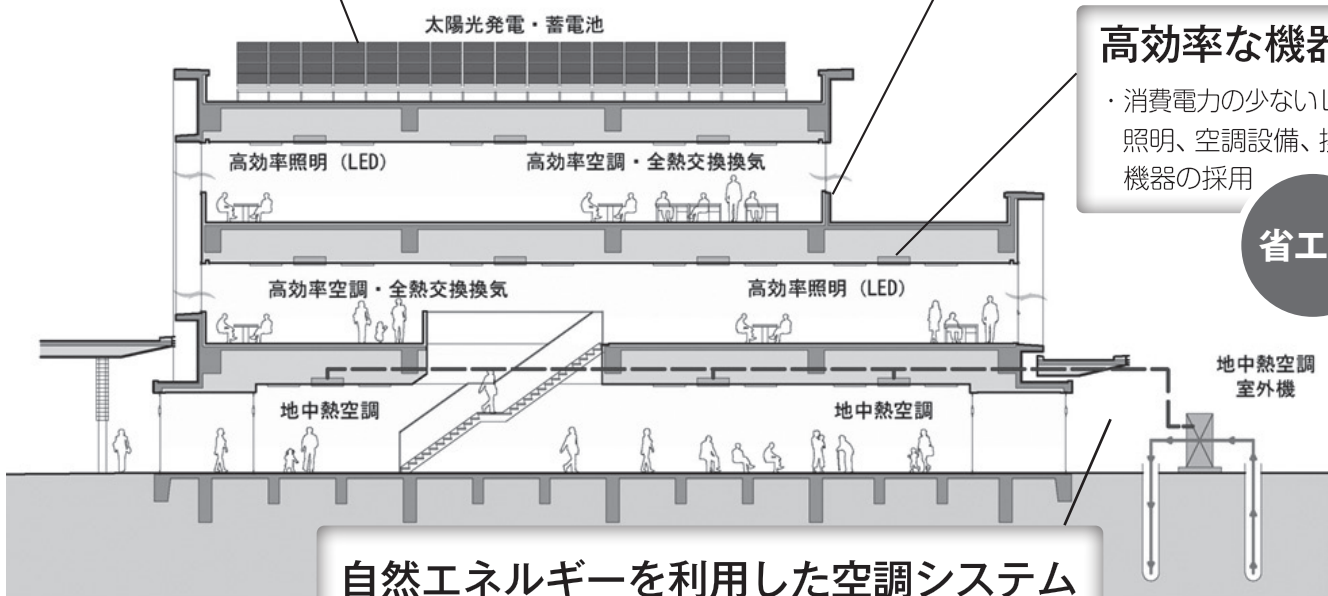
- ・外断熱、屋根断熱、床断熱の採用
- ・遮熱性の高いLow-e ガラスを用いた複層ガラスによる断熱

省エネ

高効率な機器

- ・消費電力の少ないLED照明、空調設備、換気機器の採用

省エネ



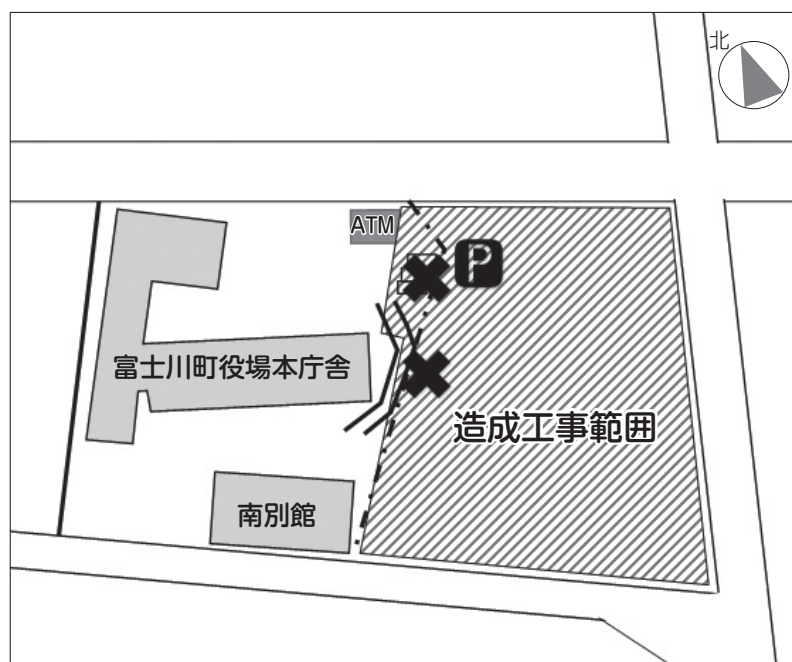
自然エネルギーを利用した空調システム

- ・地中熱空調システム
- ・空調負荷を低減する換気設備

省エネ

令和3年6月末～

造成工事が始まります



町では、6月末から新庁舎建設のための造成工事に着手します。

工事にあたり、車両通行などに対する安全について十分注意します。

新庁舎の建設工事については、現在、業者選定のための入札準備を行っています。業者決定後は、令和5年の工事完了を目指し事業を進めていきます。

町民の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【ご注意とお願い】

- ・ATM南東側の駐車場3台分は利用できません。
- ・本庁舎東側脇の通路は通行できません。

新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します

8月1日からは、新しい保険証をお使いください

新しい保険証が届いたら・・・記載内容を確認してください。なお、不在票がポストなどに入っていたときは、郵便局までお問い合わせください。

〈国民健康保険に加入の方〉

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方

保険証と同じく、7月31日で有効期限が切れます。

引き続き必要な方は、8月に入りましてら再度、申請をしてください。

■70～74歳の皆さんへ

今回より、保険証と高齢受給者証が1枚になります。

■保険税に未納がある方

保険証はお送りしません。納付が困難な場合は早めにご相談ください。

〈後期高齢者医療制度(75歳以上)の方〉

■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

保険証と同じく、7月31日で有効期限が切れます。今年度も適用要件に該当する場合は、新しい認定証を郵送いたします。

- ・「休日・夜間の受診」はなるべく控えましょう。
- ・「重複受診」に気を付けましょう。
- ・「薬のもらいすぎ」はやめましょう。
- ・「ジェネリック医薬品」を活用しましょう。

●お問い合わせ

町民生活課 国保担当 高齢者医療年金担当

☎ 0556-22-7209

令和3年5月31日現在

上水道料金				簡易水道料金				営農飲雑用水使用料				下水道使用料				集落排水使用料				介護保険料				後期高齢者医療保険料			
H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—

上水道料金				簡易水道料金				営農飲雑用水使用料				下水道使用料				集落排水使用料				介護保険料				後期高齢者医療保険料			
H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○
—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和3年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請は7月から申請できます。

所得の減少や失業などの理由により保険料の免除を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

※国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

●お問い合わせ 町民生活課 高齢者医療年金担当 ☎ 22-7209
竜王年金事務所 ☎ 055-278-1104

富士川町政治倫理条例に基づく 町税等の納付状況報告

町長等及び議員は町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として、令和3年4月に富士川町政治倫理条例が制定されました。こうしたことから、本条例第6条第1項の規定により、町長等及び議員の町税等の納付状況について平成29年度から令和2年度までの4年度分を公表します。

職 名	氏 名	町県民税				固定資産税				都市計画税				国民健康保険税				軽自動車税			
		H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2
町 長	志村 学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
副町長	齋藤 靖	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
教育長	野中 正人	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○

職 名	氏 名	町県民税				固定資産税				都市計画税				国民健康保険税				軽自動車税			
		H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2
議 長	長澤 健	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○
副議長	鮫田 洋平	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
議 員	秋山 仁	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	樋口 正訓	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	笹本 壽彦	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	井上 和男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	望月 眞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	秋山 稔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	成田 守	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	小林有紀子	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
	青柳 光仁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	堀内 春美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	井上 光三	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例 ○：当該年度に納付すべき額が全て納付されている場合 ×：当該年度に納付すべき額に未納がある場合 —：本人の納付義務等がない場合

人 事

■公平委員の選任

令和3年第1回町議会定例会において、公平委員に田草川睦子氏（最勝寺）が新たに選任されました。



田草川 睦子 氏
(最勝寺区)

■教育委員会委員の再任

令和3年第2回町議会定例会において、町教育委員会委員に秋山悦彦氏（鯉沢南）を再任することが同意されました。

■選挙管理委員会委員の選挙

令和3年第2回町議会定例会において、選挙により委員に笠井修氏（五開）、補充員に岡崎紀子氏（大櫛）がそれぞれ選ばれました。

●お問い合わせ

財務課 行政担当
☎ 22-7201

7月は犯罪や非行・被害の防止強調月間です

毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間と青少年の非行・被害防止全国強調月間です。

★社会を明るくする運動

（法務省主催）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くこととする運動。

★青少年の非行・被害防止全国強調月間（内閣府主催）

いじめや薬物乱用、SNSをはじめとする情報サービスの急速な浸透により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、非行及び被害の両面で深刻化している。関係機関・団体と地域住民等が、相互に協力・連携して、非行・被害防止のための活動を集中的に実施する。

【主唱】

青少年総合対策本部、教育委員会、青少年育成富士川町民会議、民生児童委員協議会、鯉沢保護区保護司会、ふれあい110番の家「連絡会」

令和3年度峡南広域行政組合職員採用試験案内

◇職種・採用予定人員

消防職A・Bの区分のいずれかから若干名
介護職（慈生園勤務）：若干名

◇受験資格

- 消防職A 平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。
学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者。
- 消防職B 平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。
上記消防職Aの要件に該当しない者。（高校を卒業した者、卒業見込みの者及び同程度の学力を有する者。）
- 介護職 昭和46年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。
高校を卒業した者又は卒業見込みの者及び同程度の学力を有する者。

※峡南広域行政組合管内在住者又は採用後管内に居住できる者。（消防職のみ）

※免許要件

【消防職】準中型自動車免許所有者又は準中型自動車免許取得見込の者。（AT限定は除く）

【介護職】普通自動車免許所有者又は普通自動車免許取得見込の者。（AT限定可）

◇申込書の受付期間

7月13日（火）～8月13日（金）※土日祝日を除く
受付時間は午前8時30分～午後5時15分まで
郵送の場合は、8月13日消印までのものが有効

◇第1次試験日及び場所

【消防職A・B】 9月19日（日） 山梨大学甲府西キャンパス
【介護職】 9月19日（日） 市川三郷町役場六郷庁舎
※詳しい受験要件、手続きについてはお問い合わせください。

●お申し込み・お問い合わせ

〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間495番地
峡南広域行政組合 総務課 ☎ 0556-32-5011

令和3年度 富士川町職員採用試験案内

町では、令和4年度に採用する職員の試験を次のとおり実施します。

◇採用職種および受験資格など

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
事務職Ⅰ ※町村職員統一採用試験	平成5年4月2日～平成12年4月1日の生まれで、大学を卒業した方および卒業見込みの方ならびに同程度の学力を有する方。 かつ富士川町内在住または採用後、富士川町内に在住できる方。	若干名

※要普通運転免許証

◇受付期間 7月13日(火)～8月13日(金)
※土日祝日を除く

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分
【郵送の場合】8月13日(金)消印有効
【インターネット受付の場合】
7月13日(火)午前0時～
8月5日(木)午後5時15分
※正常に受信したものに限り。
これ以降は持参または郵送にて受付

◇試験日 第1次試験 9月19日(日)

◇試験会場 (1次試験) 山梨大学甲府西キャンパス

●お申し込み・お問い合わせ 財務課 人事給与担当 ☎ 22-7201

求む!!
ゆずれない
富士川町愛



奨学金の返還分を山梨県が補助金支給!

募 集 人 数

31人程度

募 集 期 限

8月31日(火)

対 象 者 令和4年4月就職(技術職)予定で理工系学部在籍の大学生等

対 象 企 業 勤務先を山梨県として採用を行っている企業(大企業を含む)又は山梨県内に本社を有する中小企業

対象奨学金 日本学生支援機構奨学金(第1種・第2種)

製造業への新卒就職者の奨学金返済の補助について

山梨県では、卒業後に県内の機械電子産業の企業に就職する人に対し、日本学生支援機構第一種および第二種奨学金の返済分を補助します。

補 助 金 額 日本学生支援機構(第一種・第二種)奨学金被貸与額の2年分

対象・定員 大学、大学院などの理学部・工学部(これらに準ずる学部などを含む)に在学する学生
令和3年度末卒業予定者

※詳細はお問い合わせください。

●お申し込み・お問い合わせ 県産業人材育成課 ☎ 055-223-1567

会計年度任用職員を募集します

町では、保育士を次のとおり募集します。

【保育士】

◇募集人数 3人

◇資 格 保育士資格を有する方
要普通運転免許

◇業務内容 保育士業務

◇任用期間 9月1日～令和4年3月31日

◇募集期限 7月30日(金)※必着

◇選考方法 面接

◇申込方法 履歴書と資格の写しを財務課へ提出してください。(選考日などは、後日お知らせします)

●お申し込み・お問い合わせ

【給与・申し込みについて】

財務課 人事給与担当 ☎ 22-7201

【勤務条件について】

子育て支援課 児童保育担当

☎ 22-7221

農業委員会からのお知らせ

農地の賃借料情報

農地法の改正により「標準小作料制度」は廃止されました。地域における農地の賃借料の目安として、地域で成立している農地の賃借料情報をお知らせします。

なお、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で十分に話し合い、賃借料を決定してください。

令和3年度 農地の賃借料情報提供

種目	単位	鰺沢地区	増穂地区	平林穂積
水田	10a 当たり	13,480 円	14,650 円	9,230 円
桑畑 普通畑	10a 当たり	5,900 円	6,410 円	4,040 円
果樹園 (西洋梨)	10a 当たり	15,110 円		



■お問い合わせ

農業委員会事務局
(産業振興課内)
☎ 22-7202

令和3年度農作業に関する標準額

令和3年度の農業雇用労賃および委託作業料の標準額をお知らせします。農作業を依頼する際の目安としてご利用ください。

令和3年度 農業雇用労賃標準額

種目	単位	金額	備考
養蚕	1日 8時間労働	7,900 円	
田植			
果樹			ジベ処理、摘蕾、摘果、剪定、収穫作業等
一般農作業			

令和3年度 委託作業料標準額

種目			単位	金額（地形による割増可）			
				東部 （※3）	西部（※3） 鰺沢地区	平林 穂積	
機械作業	耕起賃	荒起こし	10a当たり	9,800 円	11,300 円	12,300 円	
		代かき	10a当たり	10,300 円	11,300 円	12,400 円	
	田植	機械田植	10a当たり 育苗別	10,500 円	12,100 円	13,100 円	
		稲刈り 脱穀	バインダー	10a当たり	12,000 円	12,600 円	13,200 円
				結束ヒモ代含む。倒伏の状態により割増可			
	ハーベスター		10a当たり （結束機付）	12,500 円			
	コンバイン		10a当たり 乾燥及び配達含む	33,000 円			

機械使用分労賃にかかる消費税の計算方法は、次のとおりです。
（機械使用料－人件費）× 10％＝機械使用分労賃にかかる消費税

- ※2 本表は標準的な額を示すものですので、双方で相談のうえ、作業の難易、ほ場の条件、燃料の変動などの条件を勘案して、額の決定をしてください。
- ※3 増穂地区は、県道 42 号線を境として、東側を東部、西側を西部とします。

入札結果を報告します

【5月分】

工事名・件名	場所	落札金額 (円) (消費税抜)	落札者
簡易水道固定資産台帳整理業務委託	—	1,280,000	オリジナル設計(株)山梨営業所
富士橋橋梁添架に伴う配水管布設工事設計業務委託	—	2,500,000	オリジナル設計(株)山梨営業所
下水道管路施設耐震化実施設計業務委託	—	4,200,000	オリジナル設計(株)山梨営業所
公共下水道(雨水)事業計画変更業務委託	—	5,900,000	オリジナル設計(株)山梨営業所
利根川河川公園芝生他管理業務委託	大久保・菰米	1,150,000	山梨ガーデン(株)
富士川親水公園芝生管理業務委託	青柳町	1,530,000	山梨ガーデン(株)
道路植樹帯保守管理業務委託	—	2,240,000	(株)石原グリーン建設
利根川公園外緑地維持管理業務委託	—	5,600,000	山梨ガーデン(株)
町道追分大柵線道路横断側溝設置工事	大柵	930,000	(株)望
まほらの湯空調機更新工事(風除室・エントランス・軽食コーナー)	長澤	8,300,000	(株)名光電気
長沢汚水枝線 31-2-3-1 号管布設工事	大久保	9,650,000	(株)天満組
増穂小学校特別教室空調設置工事	最勝寺	9,230,000	(有)井上設備工業
鰺沢中学校特別教室空調設置工事	鰺沢	12,300,000	(株)伸電工業
増穂小学校校舎外壁塗装改修工事(第二期工事)	最勝寺	48,950,000	(株)スギタ建工

※入札結果の詳細は、ホームページに半期ごと掲載してあります

「避難指示」で全員避難！！

令和3年5月20日から、避難情報が一部変わりました。これまでのレベル4「避難勧告」と「避難指示」は、「避難指示」に一本化されました。「警戒レベル4」が発令されたときは、危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	とるべき行動
5	緊急安全確保 (町が発令)	災害発生 または切迫	命の危険が迫っています。 少しでも高いところへ避難し、安全を確保してください。

《警戒レベル4までに必ず避難！！》

4	避難指示 (町が発令)	災害の おそれ高い	速やかに危険な場所から避難しましょう。
3	高齢者等避難 (町が発令)	災害の おそれあり	避難に時間を要する人（高齢者・障がい者・乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。
2	注意報 (大雨・洪水等)	気象状況悪化	避難に備え、自ら避難行動を確認しましょう。
1	早期注意情報	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう。

※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

(注) 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令します。

●お問い合わせ 防災交通課 消防防災担当 ☎22-7218

農業振興地域（農振）除外申出の受付を行います！

宅地などに転用したい農地（田、畑）が、農業振興地域の農用地区域に該当する場合は、除外する必要があります。これを農振除外といいます。

農振除外は、特に緊急性及び実現性が認められる次の5つの要件に該当する場合に限り、除外することができます。

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③担い手農業者に対し、除外により、安定的な農業、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- ④農用地区域内の農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ⑤土地改良事業（ほ場整備事業、かんがい排水事業等）の全工区の工事が完了し、公告されてから8年を経過した土地であること。

※審査の結果、申出を行った案件が必ずしも除外されるとは限りませんのでご了承ください。

◇受付期間：6月28日（月）～8月31日（火） ※土日祝日を除く

◇受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

◇提出書類 農用地区域除外申出書、必要書類

※申出書・必要書類は、産業振興課農林振興担当窓口、町ホームページからダウンロードできます。

●提出先・お問い合わせ

産業振興課 農林振興担当 ☎0556-22-7202

1 作成年月日及び作成担当部署

【作成年月日】 令和3年6月1日 (令和2年4月1日～令和3年3月31日までの事業年度)
【作成担当部署】 山梨県南巨摩郡富士川町 産業振興課
【指定管理者名称等】 ・指定管理施設者の名称 株式会社 富士川
・指定管理施設者の住所 〒400-0501 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町 1655-3
☎ 0556-48-8700
・設立年月日 平成25年5月23日

2 資本金 50,000,000 円 (地方公共団体の出資割合 70%)

3 事業内容

- (1) 公共施設の維持管理運営に関する受託業務
- (2) 農畜産物、林産物、水産物、及び手工芸品等の地域特産品の開発・販売に関する業務
- (3) 酒類、飲料水、食料品及び日用品雑貨品の販売に関する業務
- (4) たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売に関する業務
- (5) 園芸用樹木、草木類、花卉類及び園芸用材料販売に関する業務
- (6) 乳製品、菓子類、めん類の製造・加工・販売及び卸売り業務
- (7) 惣菜等加工品の製造及び販売に関する業務
- (8) 飲食店、コンビニエンスストアの経営
- (9) イベントの企画及び販売に関する業務
- (10) 地域振興のための交流事業や会議・研修・展示等の施設貸出しに関する業務
- (11) 観光案内及び道路案内に関する業務
- (12) 宝くじの販売に関する業務
- (13) 前各項に付帯する一切の業務

4 財務状況

貸借対照表から

(単位：千円) ※千円未満切り捨て 損益計算書から

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

項 目	金 額	
	前 年 度	本 年 度
総 資 産	149,542	149,595
負 債	52,257	51,738
(うち有利子負債)		
純 資 産	97,284	97,857
利 益 剰 余 金	47,284	47,857

項 目	金 額	
	前 年 度	本 年 度
総 収 入 * 1	427,660	222,502
* 2	9,259	8,631
経 常 損 益	6,270	△ 1,310
当 期 損 益	4,886	2,572
減価償却前当期損益		

* 1 = 売上高 + 営業外収益 + 特別利益

* 2 = 総収入のうち地方公共団体からの補助金・委託金

5 役職員の状況

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

役 員 数	役員平均年齢	役員平均年収	社員数(地方公務員出向を含む)	社員平均年齢	社員平均年収
6 人	66 才	6,000 (常勤役員)	5 人	52 才	3,912

6 当期における地方公共団体の状況

(1) 公的支援

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

項 目	金 額		備 考 (目的、内容、算出根拠等)
	前 年 度	本 年 度	
① 補 助 金	-	-	
② 利 子 補 給	-	-	
③ 税 の 減 免 額	-	-	
④ そ の 他	-	-	
小 計	-	-	
⑤ 損失補償契約に係る債務残高	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用			
小 計			
合 計			
(参考) 委託料	9,259	8,631	

項 目	金 額		備 考 (目的、内容、算出根拠等)
	前 年 度	本 年 度	
⑤ 損失補償契約に係る債務残高	-	-	
(将来負担額)	-	-	
(将来負担参入率)	-	-	
小 計	-	-	
② 貸付金残高	-	-	
③ 出 資 金	-	-	
合 計			

●お問い合わせ

産業振興課 商工観光担当 ☎ 22-7202

※上記の金額については、税抜方式です。

1 作成年月日及び作成担当部署

【作成年月日】 令和3年6月1日 (令和2年4月1日～令和3年3月31日までの事業年度)
 【作成担当部署】 山梨県南巨摩郡富士川町 教育委員会生涯学習課
 【指定管理者名称等】 ・指定管理施設者の名称 一般社団法人ふじかわ
 ・指定管理施設者の住所 〒400-0503 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條820-1
 ☎0556-22-8811
 ・設立年月日 平成28年11月11日

2 基金

1,000,000 円

3 事業内容

- (1) 芸術文化の鑑賞及び生活文化の向上に関する事業 (2) 地域文化の創造と育成に関する事業
 (3) 地域住民の芸術文化活動への支援に関する事業 (4) 富士川町ますほ文化ホールの管理運営に関する事業
 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 財務状況

貸借対照表から

(単位：千円) ※千円未満切り捨て 正味財産増減計算書から

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

項 目	金 額	
	前 年 度	本 年 度
総 資 産	9,091	6,587
負 債	8,038	5,547
(うち有利子負債)		
正 味 財 産	1,053	1,039

項 目	金 額	
	前 年 度	本 年 度
総 収 入 * 1	38,288	36,344
* 2	28,920	30,178
当期正味財産増減 * 3	△ 56	△ 13

* 1 = 経常収益 + 経常外収益

* 2 = 総収入のうち地方公共団体からの補助金・委託金

* 3 = 当期正味財産増減は前年度比較

5 役職員の状況

(単位：千円) ※千円未満切り捨て

社 員 数	社員平均年齢	社員平均年収	役 員 数	役員平均年齢	役員平均年収
2 人	65 才	0	5 人	64 才	0

職 員 数	職員平均年齢	職員平均年収
3 人	55 才	2,530

※上記の職員数以外に富士川町から職員を1人派遣しています。

※社員および役員は、定款などにより無報酬のため、平均年収はありません。

●お問い合わせ

生涯学習課 社会教育担当 ☎22-5361

サマージャンボ 7億円

真夏のアツい!! 運試し

1等前後賞合わせて 7億円
 1等5億円・前後賞 各1億円

PCやスマホで ネット購入!
 宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

7月13日(火)同時発売 各1枚 300円
 発売期間 / 7月13日(火)～8月13日(金) 抽せん日 / 8月28日(水)

2021年市町村ふるさと宝くじ
 公益財団法人山梨県市町村振興協会

この宝くじの収益金は、
 市町村の明るく住みよい
 まちづくりに使われます。

【かじまるスポーツだより】

今後の予定(コロナウイルス感染拡大防止のため中止になる場合があります。)

【ソフトテニス】

・大法師テニスコート
 7月11日(日)、18日(日) 午前9時～

【ラージボール卓球】

・鵜沢中学校体育館格技場
 7月8日(木) 午後7時30分～

【グラウンドゴルフ】

・中部運動場
 毎週水曜日 午前9時30分～
 ・富士川ふれあいスポーツ公園
 毎週金曜日・日曜日 午前9時30分～

【ヨガ教室】

・高齢者ふれあいセンター
 毎月第1～4日曜日 午前9時30分～

●お問い合わせ

かじまるスポーツクラブ事務局
 (教育委員会内)
 ☎22-5361

町営・町有住宅入居者募集（2戸）

団地名	募集戸数	建設年度・構造	間取り	家賃（月額）
町営梅林第4	1戸（2階）	H14 中耐5階建	3LDK 71.5㎡	22,100円 ～32,900円
町有青柳町	1戸（1階）	S53 中耐5階建	2DK 44㎡	20,000円 （駐車場代別途）

◇受付期間

7月1日（木）～7月15日（木）

※土日祝日を除く

◇受付時間

午前9時～午後4時（最終日は午後3時まで）

※入居要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

※応募者多数の場合は、抽選のうえ入居者を決定します。

※募集期間内に応募がない場合は、以降随時募集となります。

●お問い合わせ・申込書配布

都市整備課 住宅担当 ☎ 22-7214

【公民館講座】

「クラフトテープで 手さげバック作り教室」開催

◇日 時

令和3年7月15日（木）、20（火）

午後1時30分～（全2回）

◇場 所

役場東別館和室

◇講 師

「クローバー手芸愛好会」
の皆さん

◇定 員

20人（先着順・初めて受講される方優先）

◇参加費

一人500円（材料費）

※初日の教室で徴収します

◇持ち物

はさみ、メジャー、えんぴつ、ものさし（30cm程度）

◇申し込み

7月1日（木）～7月7日（水）

※土日祝日を除く

午前9時～午後5時まで

※電話または教育委員会へ直接お申し込みください。

※初めての方を優先するため、申し込みの初日は、これまでに受講したことがない方のみ受け付けます。受講経験者は、7月2日以降に受け付けますのでご了承ください。

※定員に達した場合は、町ホームページでお知らせします。

※新型コロナウイルスの感染状況により、中止また延期になる可能性があります。

●お申し込み・お問い合わせ

生涯学習課 社会教育担当 ☎ 22-5361

お知らせ

Information

町民プールの開放について

○利根川公園プール

◇開放日 7月10日（土）～8月25日（水）

午前10時～

※7月10日（土）のみ無料開放。

◇料 金 中学生以下 110円

一 般 220円

※小学3年生以下は保護者同伴

※町内在住者、勤務者のみご利用できます。

●お問い合わせ

利根川公園プール ☎ 22-6586

○中部プール

◇開放日 8月1日（日）～8月18日（水）

午前10時～

※町内在住者、勤務者のみご利用できます。

○五開プール

※今夏は開放いたしません。

※新型コロナウイルスの感染状況により、町民プールの開放を中止する場合があります。

●お問い合わせ

生涯学習課 社会体育担当 ☎ 22-5361

第12回 富士川町ふれあいラジオ体操会

◇日 時 8月1日（日）

午前6時15分集合

午前6時30分開催

◇会 場

増穂小学校校庭

鯉沢小中学校校庭

中部運動場（旧中部小）

五開運動場（旧五開小）

※お近くの会場へご参加ください。

◇主 催 教育委員会・スポーツ推進委員協議会

※新型コロナウイルスの感染状況により、中止する場合があります。

●お問い合わせ

生涯学習課 社会体育担当 ☎ 22-5361

所有する土地の 適正な管理について

- ◆「草花や雑草が伸びて、害虫が発生して困ります」
- ◆「立ち木が伸びすぎて迷惑しています」

草木などが伸びる季節になると、町には、このような相談が多数寄せられます。

◇荒れた土地はトラブルの元
夏に向けて、様々な雑草や樹木が繁茂してきます。放置していると、害虫の発生やゴミの不法投棄などで、景観はもとより、周辺の衛生環境や安全面にも悪影響を及ぼし、近隣の方と揉めトラブルになる恐れがあります。特に、所有している土地を適正に管理できていないことが原因で、他者に損害を与えた場合、所有者がその損害を賠償しなければなりません。



また、農地に関しても、耕作者の高齢化や不在地主の増加により、耕作放棄地が目立つようになっています。同様のトラブルにつながる可能性があります。農地の所有者などは、「当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようになければならない」と農地法で定められています。

◇所有する土地の適正な管理を
ご自宅の庭や所有している駐車場、使用されなくなった空き地などは、定期的に除草・剪定を行わないと、雑草や樹木があつという間に大きくなり、手を入れることが困難になります。農地についても、一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに、大きな労力と費用がかかります。

地域には、雑草や樹木の繁茂はみ出しを気にされている方がたくさんいます。定期的に除草・剪定をするなど、一人ひとりが適切な管理を心がけることで、誰もが笑顔で、住みよい地域にしていきたいと思います。

●お問い合わせ

町民生活課 生活環境担当
22-72009
産業振興課 農林振興担当
22-72002

広報ふじかわ アンケート

よりよい広報誌づくりに役立てるため、アンケートを実施します。ご回答いただいた内容は、今後の紙面充実のために利用しますので、ご協力をお願いします。

なお、ご回答いただいた内容については、広報誌の充実のための資料としてのみ利用させていただきます。

■アンケートの回答方法

次のいずれかの方法によりご回答ください。

- ①裏面のアンケート用紙にご記入いただき、役場入口または教育文化会館内鯉沢サービスセンター窓口 に設置した、「町民の声」ご意見箱へ投函
- ②裏面のアンケート用紙にご記入いただき、役場政策秘書課へ郵送または FAX・電子メールで回答
※電子メールで回答する場合は、件名を「広報ふじかわアンケート」とし、本文に設問と回答がわかるように記載してください（例：問1 ① 問2 ①・③・⑥…）
- ③QRコードまたは URL からインターネットで回答
アンケートページ URL
https://s-kantan.jp/town-fujikawa-yamanashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4423

■受付期間

6月25日（金）～7月19日（月）※必着

■受付・お問い合わせ

〒400-0592 富士川町天神中條 1134 番地
富士川町役場 政策秘書課 広聴広報担当
☎ 22-7216 FAX22-3177
e-mail seisaku@town.fujikawa.lg.jp



24 時間営業 が始まります

朝活に！
仕事終わりに！
スキマ時間に！



8月上旬からトレーニング室が24時間営業に。

※24時間のご利用には、新しいプランへの申し込みが必要です。

無人営業となる時間帯は、顔認証システムで入退室を管理。

詳細は、ブルーアース MY-BODY 富士川にお問い合わせください。

●お問い合わせ ブルーアース MY-BODY 富士川 ☎ 48-8503 / 生涯学習課 社会体育担当 ☎ 22-5361

き-り-と-り-せ-ん

広報「ふじかわ」アンケート用紙

問1 あなたの性別を教えてください

- ①男性 ②女性 ③その他 ④無回答

※該当するものに○をつけてください

[] 内はご記入ください

問2 あなたの年齢を教えてください

- ①19歳以下 ②20～30歳代 ③40～50歳代 ④60～70歳代 ⑤80歳以上

問3 町の情報を得るのに利用している媒体を教えてください（上位3つ記入）

- ①ホームページ ②広報誌 ③Facebook ④LINE ⑤メールマガジン ⑥CATV

⑦その他 [] 回答 [1位 、 2位 、 3位]

問4 あなたの世帯では何人が広報を読んでいますか

[] 人のうち [] 人が読んでいる

問5 あなたはどのように広報を読んでいますか（複数回答可）

- ①広報誌（紙媒体） ②パソコンでホームページから
③スマホでホームページから ④スマホでマチイロ（アプリ）から

問6 文字の大きさやデザインなど、読みやすいですか

- ①とても読みやすい ②読みやすい ③ふつう ④読みにくい ⑤とても読みにくい

問7 情報量は適切だと思いますか

- ①多い ②ちょうどいい ③少ない

問8 よく読むコーナーはどれですか（複数回答可）

- ①表紙 ②特集やシリーズ ③町政情報（制度や事業など） ④Information（お知らせ）
⑤食、健康 ⑥Focus、文芸 ⑦男女共同参画 ⑧トピックス ⑨アイドルステージなど

問9 あなたが関心のある話題を教えてください（3つまで）

- ①町の制度や事業 ②国・県の制度や事業 ③地域の話題 ④イベント・行事など ⑤環境問題
⑥福祉・医療 ⑦子育て・教育 ⑧農林業の話題 ⑨商工業の話題 ⑩ジェンダーなど人権問題
⑪その他※具体的に []

問10 その他広報誌に対するご意見、ご感想などお聞かせください

[]

食

でめざそう！

家族のえがお

子育て支援課
児童保育担当
☎ 22-7221

箸育（はしいく）

子どもと一緒に箸の持ち方を見直してみましよう！

【完全箸食】

歴史をさかのぼると、人類は直接手で食べ物を口へ運ぶ「手食」でした。現在でも世界の人口の約4割強が、手食文化といわれています。

日本で箸が一般化したのは奈良時代とされています。以来1300年にわたり使われ続けた箸は、日本文化の原点です。

食べ方で大きく分けると、世界には手食文化、ナイフ・フォーク・スプーン文化、そして箸文化と3つの食文化があります。

箸文化の中でも日本は世界で唯一、箸だけで食事を完結させる「完全箸食」の国です。

日本人は箸に「挟む・つまむ・運ぶ・切る・裂く・ほぐす・剥がす・くるむ・混ぜる・すくう・押さえる・のせる」など多くの機能を持たせ、指先の延長として器用に使いこなしてきました。

普段、当たり前のように使っている箸は日本文化の原点です。次世代に美しい箸使いの作法を伝え、誇れる箸文化を残していましよう。箸を正しく

持つことは食べやすいだけではなく、家族や周囲の人と気持ちよく食事をすることにもつながります。

【箸の長さ】

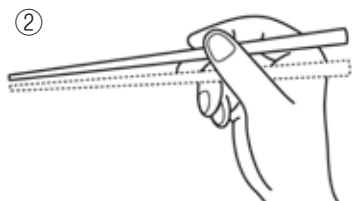
一般的に持った際に最も美しく見え、使いやすいとされる長さは「二咫半（ひとあたはん）」といわれています。親指と人差し指を直角に開き、直線で結んだ距離を「二咫」と呼びます。「二咫」を1.5倍にしたものが箸の理想の長さ「二咫半」です。自分に合った長さの箸を使いましょう。



【正しい箸の持ち方】



えんぴつを持つように1本持つ。



点線の部分にもう1本の箸を入れる。親指のつけ根にあて、薬指の爪の横にあてがう。



2本持ったら上の箸だけを動かす。

やっと得た女性参政権

富士川町
男女共同参画推進委員会

今では、日本国民で満18歳になっただけで前のように与えられる選挙権。しかし、昔はそうではなかったのです。特に、女性にとっては…。

日本で選挙が始まったのは明治23年（1890年）です。その時投票できたのは、満25歳以上の、直接国税を15円（今の価値では約30万円）以上納める男子に限られ、全国の人口の1%ほどでした。その後、一部の男子だけで決めるのはおかしいという運動が広がり、大正14年（1925年）に、満25歳以上のすべての男子に選挙権が与えられました。男子による普通選挙の実現です。

女性に選挙権が与えられたのは、大正15年（1926年）です。女性の間にも明治の終わりから大正にかけて参政権を求める声が高まってきました。大正13年（1924年）に、市川房枝さんたちは「婦人参政権獲得期成同盟」を設立し、女性の参政権を求めて積極的な運動を展開しましたが、なかなか参政権は得られませんでした。

それから、20年以上かかって、

1945年12月、民主化の第一歩として選挙法が改正され、初めて女性参政権が認められたのです。いわゆる男女普通選挙です。そして、翌年1946年の衆議院議員選挙で、ようやく女性が投票できるようになったのです。この選挙で39名の婦人議員が誕生しました。

市川房枝さんは次のように言っていました。

①家を治めたり、子どもを育てたりすること、政治とは非常に関係が深い。

②法律を作る時も、男性ばかりで作ると、つい女性や子どもの側のことが良く分からないため、女性や子どもに不利な法律を作ってしまうことになる。そこで、女の人も男の人も一緒に政治をしなければならぬ。

③たった一票。しかしこの一票を持つことで、女性も初めて男性と同様に一人前の国民として認められることになる。その上、この一票が欲しいために、女性の望む政策を取り上げ、この実現に努力するようになる。

④「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」

現在、性別に関わらず、誰もが平等に政治に参加できるようになったのは、昔の人の大変な努力があったからなのです。

◎せっかく得た権利です。きちんと使いましよう。

ふじかわ Focus



～「当たり前の風景」を次の世代へ～

平林活性化組合

組合長 中込 廣男 さん（平林区）

平林地区が、県内で初めて、国の「指定棚田地域」の指定を受けました。そこで、この地域で農地の保全や地域の振興に取り組む、平林活性化組合の中込廣男組合長に、お話を伺いました。

■平林活性化組合はどのような団体ですか？

みさき耕舎を整備する際に、平林地区を活性化する目的で立ち上げた組合です。みさき耕舎を運営しながら、棚田オーナーの受け入れやイベントを実施するなどして、都市部の人たちと交流し、地域の魅力をPRしています。

■棚田の保全に向けた取り組みはどのようなものがありますか？

山村地域はどこも同じだと思いますが、少子化や農業離れによる、後継者不足が問題となっていて、耕作放棄地が増えていました。そこで、これらの農地を借りて、棚田オーナーやじゃがいもオーナー、大根オーナーなどを募集し、農業に興味のある人たちの力で、農地の荒廃を防いでいます。組合で購入した機械を共同で使うことで、効率的に作業できるようになりました。

■棚田オーナー制度や農作業など組合の活動で苦労されることは？

長雨や日照りは自分ではどうすることもできないですね。自分の田んぼはあきらめもつくのですが、オーナーさんから預かっている棚田には責任があるので、長雨が続きと祈るような気持ちで空を見上げています。また、山間地なので、鳥獣の被害も深刻です。

■組合活動への思いなどがありましたら



▲田植えの済んだ平林の棚田

今回、「指定棚田地域」のPRで、棚田カードを発行していただきました。地元の人には棚田は当たり前の風景でしたが、都会の人たちが棚田と富士山を見て喜ぶ姿でその価値に気付かされました。耕作放棄で荒れた田んぼを見て、努力しなければその風景がなくなってしまう危機感を覚えました。そこで、この風景を次の世代に残すためにも、活性化組合の活動を続けていかなければと思うようになりました。それにより移住者や帰農する人が増え、その人たちと共に地域を支えていくというのが理想です。



富士川 CATV
(11ch)

富士川町健康情報カフェ

7月1日(木)～31日(土)
いきいき筋力テレビ体操ほか
【放送時間】
午前9時～、午前11時～、午後8時～
※7月9日(金)～25日(日)は、
午前11時の回を休止します。

みんなでやるじゃんフレイル予防体操
【放送時間】午後2時～
※7月9日(金)～25日(日)は、休止します。

●お問い合わせ
福祉保健課 ☎ 22-7207

ふじかわ文芸

【短歌】

わが編みし座布団のごとき落ち椿

強風のあと庭をいろどる

竹ノ内みさほ

「おおばあちゃん」とかけ寄るひ孫二人あて

われのくらしも心の弾む

戸田 きよ子

街路樹の芽吹き初めたる公孫樹

ひと葉ひと葉の形をなせり

遠藤 千鶴

【川柳】

散り急ぐ花も名残りの夢を抱き

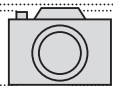
頬かぶりとつて傘寿のいい笑顔

しあわせの順番がまだ来ないだけ

斉藤 道子

志村 京子

田中 春子



恩賜林御下賜 110 周年記念県民緑化祭りが開催されました

5月15日(土)、令和3年度の県民緑化祭りがはくばく文化ホールで開催されました。今年は、恩賜林御下賜110周年の節目にあたり、式典後は、町有林への植樹の後、恩賜県有林でも記念造林が行われました。植樹には、各種林業団体のほか、鰺沢小学校・増穂中学校の緑の少年隊が参加しました。



苗木の贈呈



緑の少年隊による緑づくり宣言



町有林へ植樹する緑の少年隊



恩賜県有林で記念造林をする緑の少年隊



児童交通安全教室

5月18日(火)、増穂小学校で児童交通安全教室が行われました。鰺沢警察署の交通課と町内駐在所の警察官が、児童たちに横断歩道や信号機のある交差点のわたり方を指導しました。



▲大きく手を挙げて横断



▲警察官による信号のわたり方指導

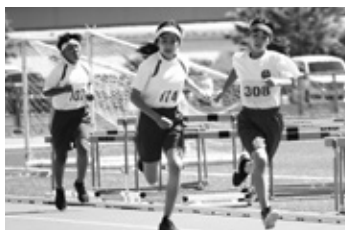
土砂災害時の連携を確認

5月21日(金)、釜無川浄化センターで、富士川町・市川三郷町と峡南消防本部、鰺沢警察署、市川建設業協会の合同による、土砂災害訓練を実施しました。訓練では、無線を使った被害状況の情報共有や、倒壊家屋からの被災者救助での連携について確認しました。



町内小学校陸上記録会

5月25日(火)、富士川いきいきスポーツ公園陸上競技場で、増穂小学校・増穂南小学校・鰺沢小学校合同の陸上記録会を行いました。晴れ渡る空の下、子どもたちは自己ベストの更新を目指して、様々な競技に全力で挑んでいました。



たんぼぼ子どもの家で泥んこ運動会

6月8日(火)、たんぼぼ子どもの家で泥んこ運動会が開催されました。水を張った田んぼを舞台に、子どもたちが元気いっぱい走りまわりました。子どもたちは、泥水がはねて顔につくのも気にせずに、満面の笑顔で泥の感触を楽しんでいました。



▲水風船にまっしぐら



▲輪っかをくぐりゴールへ

はくばく文化ホール

NEWS

(富士川町ますほ文化ホール)

☎ 22-8811

FAX 22-8815

Mail info@fbkh.jp

★ホームページ

(URL)http://masuho-bunka.jp

【チケット情報】

観客参加型打楽器

リズムアトラクション

ドラミングハイ!

■7月9日(金) 発売開始!

お客様一人ひとりが「ダンボールドラム」を手に、ステージ上のファシリテーター(指揮者)のリードでリズムをつくっていきます。世界各国のリズムを会場全体で響かせる!大人から子どもまで無我夢中になれる打楽器リズムアトラクション!

凄腕プロ奏者の演奏と、参加型打楽器演奏が組み合わされた「ドラミングハイ」は、これまで味わったことのない体験公演です。



まほらの郷鷹座 小八幡太鼓がドラミングハイとセッションします。

◇開催日

令和3年9月4日(土)

◇開催時間

午後2時

◇入場料

指席席

一般

1,500円

・中学生以下

500円

・友の会会員 1,400円

(3歳未満は膝上無料、座席が必要な場合は有料。)

【貸館のお知らせ】

令和3年12月分の貸館受付

◇日時

7月1日(木) 午前9時30分に受け付けを開始します。以降は、先着順となります。

スタインウェイを弾こう

コンサートピアノの最高峰スタインウェイを弾いてみませんか。

◇利用料

30分1,100円

◇対象

小学生以上(小学生は保護者の同伴が必要です。)

※事前の申し込みが必要です。



道の駅富士川



【営業時間】

午前9時～午後6時

イベント情報

7周年記念イベント

おかげさまで道の駅富士川は7月18日に7周年を迎えます。

町民の皆様感謝の気持ちを込め、還元セールクーポンを配布いたします。7月11日には、甲州YOSAKOI 凜舞増穂・まほらの郷鷹座 小八幡太鼓が出演します。

◇期間

令和3年7月1日(木)

～31日(土)

【夜まつり・ほおずき市】

射的やスーパースポーツ、その他、駄菓子や焼きそば、たこ焼き、かき氷などの販売もある楽しみっぱいな夜まつりです。

◇開催日

令和3年7月24日(土)

午後6時～午後8時

食べる・買う

【富士川キッチン】

富士川キッチンでは、新メニュー「みみストローネ」が始まりました。トマトの酸味と野菜の旨味たっぷりのミネストローネに、みみが入っています。

黒ゴマパン・サラダ付
価格 870円



【農産物(特産物)販売コーナー】
7月は、桃が店頭に並びます。地方発送も承っていますので、是非ご利用ください。

【情報発信・他】

道の駅富士川では、ホームページやツイッター、インスタグラム、LINEなどで情報発信を行っています。その他「道の駅富士川・楽大市場店」では、地元で採れた新鮮な農産物などの地方発送も行っております。「道の駅富士川」で検索をお願いします。

●お問い合わせ

☎ 0556-48-8700

戸籍の窓

自5月1日 至5月31日 届出(敬称略)

おめでた(出生)

地区	氏名	性別	保護者
天神中條	保坂 悠月(ゆづき)	男	裕
青柳町	切刀 士桜(しおう)	男	誠 悠

およろこび(結婚)

地区	氏名	(旧姓)
大 槻	志村 祐一	美 樹(渡邊)

おくやみ(死亡)

地区	氏名	年齢	届出人
天神中條	望月 義一	90	靖 之
眷 米	秋山 玉江	93	三 千 夫
眷 米	神田 勝啓	64	川窪美佐
眷 米	神田つや子	101	正 治
小 林	前橋 浩八	88	隆
小 林	前橋さかゑ	99	潔
青柳町	赤池 浪子	81	淳
平 林	清野 勝守	84	信 子
鰯 沢 北	深澤 稔	61	明 美
鰯 沢 中	中澤知恵子	86	中澤正仁
鰯 沢 南	小山 武	83	正 明
鰯 沢 南	山下三喜夫	72	光 子

ひとのうごき(6月1日現在)

人 口	14,549 人	(- 21)
男	7,060 人	(- 9)
女	7,489 人	(- 12)
世帯数	6,286 戸	(3) ※()内は対前月比



の図書館

7・8月のテーマ展示は「夏休み応援特集」

〈各種課題図書〉

課題図書だけでなく、青少年読書感想文コンクールは、自由図書でも応募できます。本選びにお悩みの方は、ぜひスタッフにご相談ください。

感想文の書き方の本もあります。

〈作文〉

作文は伝えたいこと、感じたことを書きます。そのための考えるヒントは本の中にもあります。

〈自由研究〉

テーマを決めることも、実験や観察の方法も参考にできます。その他、まとめ方の本もあります。

〈ポスター〉

文字やデザインの参考にどうぞ。

〈工作〉

「これを作りたい」から「これを使って何かを作りたい」など、工作は作る人の個性が表れます。初心者から上級者までいろいろな本が揃っています。

〈平和について考える本〉

毎年、多くの利用があります。日本のこと、世界のこと、過去のこと、今のこと。様々な切り口で選びました。

青少年読書感想文全国コンクールの課題図書の貸出を始めています。7・8月の2ヶ月間は、課題図書の貸出期間を1週間とさせていただきます。ご協力お願いいたします。



7月の休館日

5日(月) 12日(月) 19日(月) 22日(木・祝)
23日(金・祝) 26日(月) 30日(金)

奇数月の月末の平日に館内整理日を設けています。

ご理解のほど宜しくお願いいたします。

第66回青少年読書感想文全国コンクール(2020年度)

中学年の部 入選

「人のために」 増穂小4年 野中優さん

※応募時学年

(『ランドセルは海を越えて』内堀タケシ)

昨年度のコンクールにおいて、200万編以上の感想文の中から入選しました。

おめでとうございます。



アイドルステージ



我が家のわんぱくアイドル！
ねえねと、お水遊びが大好き
♡えがおで元気に育ってね。

内藤 りこちゃん

(令和元年 10月・青柳町)

父 太一さん・母 光恵さん



デストロイヤー蒼太、なんでも壊します♡お兄ちゃんと2人で仲良くおおきくなってね！

秋山 蒼太くん

(令和元年 10月・長澤)

父 栄治さん・母 優子さん



愛嬌抜群！ニコニコめいちゃん♡めいちゃん的笑顔にいつも癒されてるよ。これからも元気いっぱい楽しい毎日をご一緒に(^ ^)

樋口 芽依ちゃん

(令和2年 3月・長澤)

父 潮さん・母 知世さん

4歳くらいまでのお子さまの写真を募集しています。詳しくはこちら

富士川町 アイドル



泥んこ運動会の時の絵を描きました。
手押し車をしたことが一番楽しかったです。
泥で手が滑ってお友達の足を持つのが大変
だったけど、頑張りました！



子ども名作劇場

川住 岳くん 6歳 (巻米)

【編集・発行】

山梨県南巨摩郡富士川町役場／政策秘書課

〒400-0592 (0556)22-7216

webmaster@town.fujikawa.yamanashi.jp

https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp



富士川町公式 LINE



富士川町ホームページ



富士川町公式 Facebook



無料アプリ「マチロ」

